「令和元年 台風第１５号千葉県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人千葉県共同募金会

１　趣旨

令和元年９月８日の台風１５号の暴風雨により、県内各地で停電等甚大な被害が生じ、県下４１市町村において災害救助法が適用され、被災者への援護の一助として義援金を募集することとなりました。

これを受けて千葉県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に「令和元年 台風第１５号千葉県災害義援金」を募集します 。

２　義援金の名称

令和元年 台風第１５号千葉県災害義援金

３　受付期間

令和元年 ９月１７日（火）から令和元年１２月３０日（月）まで

４　義援金の振込窓口について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
| 千葉銀行 | 本店営業部 | 普通  3495585 | 社会福祉法人 |
| 京葉銀行 | 本店営業部 | 普通  3286924 | 社会福祉法人 |
| 千葉興業銀行 | 本店営業部 | 普通  1081550 | 社会福祉法人 |
| 千葉信用金庫 | 千葉駅北口支店 | 普通  0702826 | 社会福祉法人 |
| 各銀行本・支店間の窓口からの振込手数料は無料となります。 | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
| ゆうちょ銀行 | 00160-2-293218 |  |
| ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。 | | |

＊**振込通知書の空欄に義援金の名称（台風15号）とご記入ください。**

＊上記以外の銀行からの振込や、ＡＴＭ、インターネットバンキング 等を

利用する場合の振込手数料は有料です。

　　＊救援物資の取扱は行いません。

５　義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、千葉県へ送金し、千葉県が設置する

義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町村を通して被災者へ配分します。

６　義援金の税制上の取り扱い

　　この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風

第１５号千葉県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当

・地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

７　その他

災害義援金のみ取り扱います。

救援物資・物品は取り扱いません。

８　この要綱は、令和元年９月１７日から施行します。

【お問合せ先】

社会福祉法人千葉県共同募金会

〒260-0026　千葉県千葉市中央区千葉港４－３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉県社会福祉センター２階

TEL 043-245-1721 / FAX 043-242-3338

E-mail c-kyoubo@akaihane-chiba.jp